

第4章

まとめと提言

第4章 まとめと提言

野口 武悟（専修大学）

本章では、第2章各節の分析結果等をもとに、本調査研究のまとめと公立図書館における今後の読書バリアフリー推進に向けての提言を述べる。

1 分析指標の設定とその指標に適合する館の割合

2021全公図調査の結果を分析するにあたり、第2章1節で述べた通り、分析指標を設定した（指標1、指標2）。先行調査である2017国会図調査に倣ったものである。これによって、調査結果の全体的な傾向が分析しやすくなり、また、2017国会図調査と比較した考察がしやすくなるというメリットがある。ただし、調査票の設問や集計方法の違いもあり、「全公図指標は国会図指標とわずかに異なるものとなっている」ことに留意する必要がある（表2.1参照）。

2017国会図調査の報告書では、指標1に適合する館の割合が17.6%、指標2に適合する館の割合が9.9%だったことを受けて、「厳しい見方をすると、視覚障害者などに対する障害者サービスの実績が「確かに」あるといえる図書館は2割にも満たないということである」と述べている。では、2021全公図調査における指標に適合する館の割合はどうだったのだろうか。表2.3にある通り、全体としては指標1に適合する館の割合が16.6%、指標2に適合する館の割合が9.9%であった。このことから、公立図書館の障害者サービスの実績は、先に述べた留意点やコロナ禍という状況を考慮しても、2017国会図調査時とほぼ同様の傾向にあることがうかがえる。表現を変えれば、この5年ほどの間に障害者サービスの実績はほぼ現状維持だったということもできる。地方公共団体の規模が小さいほど、その設置する図書館の指標に適合する割合が低くなるのも、2017国会図調査時と同様である（表2.3参照）。また、都道府県別にみたとき、指標2はおろか指標1に適合する館の割合が0%の県が9県もあることが憂慮される（表2.5参照）。

2019（令和元）年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が制定され、2020（令和2）年には国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）が策定されているが、その効果が「見える化」するようになるのは、もうしばらく時間がかかるのかもしれない。現在、地方公共団体における「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（読書バリアフリー計画）策定の動きも徐々に広がり始めており、今後の行政及び各図書館の取り組みが期待される。特に、指標1に適合する館の割合が0%の県にあっては、県教育委員会及び県立図書館が率先して障害者サービスの充実に取り組むとともに、県内市町村立図書館へもその働きかけを進めていてもらいたい。

なお、分析指標のあり方についての議論があったことは、第2章1節でも述べた通りである。議論の内容は、「今後の読書バリアフリーを考えるに当たって重要な視点」であった。今後、同様の調査を実施するにあたっては、今回の議論も参考にして、分析指標の検討を進めてほしい。

2 蔵書・資料製作

第2章2節では、障害者サービス用資料の所蔵と製作の実態について分析を行った。本節では、その結果として明らかになったことを整理し、若干の考察を加える。

まず、資料の所蔵、資料の製作と障害者サービスの実施体制（職員、予算）の関連をみていく。こ

の点については、関連があるといえる。障害者サービスの担当職員との関連では、都道府県立図書館も、市区町村立図書館も、ともに「所蔵が1点以上と回答した館は、職員がいる割合が高い」傾向があり、「障害者サービスを担当する職員がいる館の方が資料製作を行っている傾向がみられた」。障害者サービス予算との関連では、市区町村立図書館において「予算が多い館ほど所蔵が0点の割合が減少し、所蔵タイトル数が多くなる傾向」がみられた。ただし、都道府県立図書館においては「予算の多さと所蔵数の多さは必ずしも比例しない」ことがわかった。資料の製作においては、都道府県立図書館で予算が300万円以上の館の「音声デジター」等の製作率が高かったが、有意な傾向を見出すには至らなかった。市区町村立図書館、では、おおむね予算の多い館ほど製作を行っている傾向が確認できた。なお、資料の製作にあたっては、職員のほかに、点訳者や音訳者等の製作者の存在が欠かせない。その製作者は、市区町村立図書館では無償のボランティアグループとして活動しているケースが多いことがわかった。本来、資料の製作は、図書館の責任のもとに行うべきものであるから、図書館協力者として明確に位置づけて適切な報償費等を払うことが望ましい。

次に、資料の所蔵とサピエ図書館及び視覚障害者等用データ送信サービスとの関連、そして資料の製作と視覚障害者等用データ送信サービスとの関連であるが、この点も関連があるといつてよい。ここでいう資料は、特定電子書籍（著作権法第37条に基づき複製（製作）した点字データ、音声デジター等）に該当する資料種別に限定している。「都道府県立図書館と市区町村立図書館のどちらにおいても、上記資料種別を所蔵する館は、サピエ図書館の施設会員や視覚障害者等用データ送信サービスに登録している傾向」がみられた。また、「都道府県立図書館と市区町村立図書館のどちらにおいても、データ提供を行っている館のうち、9割以上が「音声デジター」を製作している」ことなどが確認できた。読書バリアフリー法及び国の読書バリアフリー基本計画においては、基本的施策に「インターネットを利用したサービスの提供体制の強化」を位置づけている。今回の結果をふまえて、サピエ図書館、視覚障害者等用データ送信サービスに未加入の公立図書館においては、加入の検討をぜひとも進めてもらいたい。

続いて、資料の所蔵、資料の製作と指標に適合する館との関連であるが、この点も関連があった。特に、都道府県立図書館、市区町村立図書館のいずれも、指標2に適合する館ほど資料の所蔵率、製作率ともに高い傾向が確認できた。

最後に、資料の所蔵、資料の製作ともに、2010国会図調査、2017国会図調査の結果と比べて増加していることがわかった。資料の所蔵率でみると、「LLブック」「点字資料・点訳絵本（冊子）」「大活字本」が特に大きな伸びを示している。ここには出版社の努力によって市販される作品が増えたことも関係しているものと思われる。市販のタイトルは、著作権法第37条第3項により複製（製作）した資料とは異なり、障害者だけでなく高齢者や外国にルーツのある人など誰にでも提供可能であるから、充実を図るメリットは大きい。公立図書館における資料の製作は、製作者の高齢化や人材確保の困難さなどの課題から、いまのやり方で持続可能なのか危惧されている。資料づくりは、本来、出版社の仕事である。2022（令和4）年12月、大手出版社の小学館は、ある作品を通常の書籍版のほか、電子書籍（リフロー型）版、オーディオブック版、テキストデータ版、テキストデジター版、音声デジター版、点字版の7種類で同時刊行すると発表した。いわゆるマルチモーダル出版である。こうした取り組みの広がりが期待される。また、読書バリアフリー法の基本理念にあるように「視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有する」アクセシブルな電子書籍のさらなる普及も望まれる。図書館界としても、出版界に対して、さまざまな障害者サービス用資料のより一層の出版促進を働きかけていきたい。

3 サービス

第2章3節では、サービス提供に関わる利用登録の状況や各種サービスの利用実績等について分析を行った。本節では、その結果をまとめるとともに、若干の考察を加える。

郵送貸出サービスに関連する発受施設の指定等の状況については、次の通りである。

- 特定録音物等郵便物の発受施設指定を受けている図書館のうち、点字・録音資料の郵送貸出の実施体制がある館の割合は約9割である。
- 心身障害者用ゆうメールの利用届を出している図書館のうち一般資料の郵送貸出の実施体制がある館の割合は約9割である。
- 指標1・指標2適合する館においては、特定録音物等発受施設指定を受け、かつ心身障害者用ゆうメールの利用届を出している館の割合は、図書館全体の割合と比べて高い。
- 特定録音物等郵便物の発受施設指定を受けている館は、指定を受けていない館に比べて、点字資料・点訳絵本（冊子）と音声デジターの平均貸出タイトル数が非常に多い。

これらのことから、郵送貸出サービスの実施と充実には、特定録音物等発受施設の指定と心身障害者用ゆうメールの届け出が効果的といえる。

サピエ図書館及び視覚障害者等用データ送信サービスへの加入等の状況については、次の通りである（前節も参照）。

- サピエ図書館の施設会員になっている館と視覚障害者等用データ送信サービスに登録している館では、点字・録音資料の郵送貸出の実施体制がある館の割合が高い。いずれにも登録していない館のうち7割以上に点字・録音資料の郵送貸出の実施体制がない。
- 都道府県立図書館では、指標1に適合する館の6割以上、指標2に適合する館のすべてが、サピエ図書館の施設会員と視覚障害者等用データ送信サービスに登録している。市区町村立図書館では、指標1・指標2に適合する館の3割程度がサピエ図書館の施設会員と視覚障害者等用データ送信サービスに登録するにとどまっているが、全体の割合に比べると高い傾向である。
- サピエ図書館の施設会員または視覚障害者等用データ送信サービスに登録している館のうち、担当職員がいる割合は、全体で職員がいる館の割合に比べると高い傾向にある。

障害者サービスの利用登録の状況については、次の通りである。

- 指標1・指標2に適合する館のほとんどが障害者サービスの利用登録を行っており、図書館全体の割合を上回っている。特に、都道府県立図書館では、指標1・指標2に適合する館のすべてが障害者サービスの利用登録を行っている。
- 2017国会図調査からの推移を見ていくと、利用登録を行っている館数は1.6倍、総登録利用者数は2倍、平均登録利用者数は1.2倍に増加している。

著作権法第37条第3項に基づき複製（製作）した「音声デジター」等の資料は視覚障害者等にのみ提供可能である。したがって、これらの資料を提供するためには障害者サービスの利用登録を行って、視覚障害者等に該当することを確認、把握する必要がある。障害者サービスの充実のためにも、利用登録を行っていない館では利用登録の実施を検討してほしい。

各種サービスの実施体制の有無と利用実績については、次の通りである。

- 「対面朗読サービス」「点字・録音資料の郵送貸出」「一般資料の郵送貸出」の実施体制がある館、実施体制がない館、令和2年度の利用実績がある館を比較すると、利用実績がある館、実施体制がある館、実施体制がない館の順に担当職員がいる割合が高い傾向にある。なお、「対面朗読サービス」を行う人と利用実績の有無を比較すると、「音訳者・図書館協力者（有償）」が行っている場合、利用実績がある館数の割合が高かった。
 - 「職員等による宅配サービス」は、市区町村立図書館のみが実施している。前述の3つのサービスと同様、利用実績がある館、実施体制がある館、実施体制がない館の順に担当職員がいる割合が高い。
 - 「施設（障害者・高齢者施設等）入所者へのサービス」、「特別支援学校・学級等へのサービス」は、都道府県立図書館と市区町村立図書館で傾向が異なる。都道府県立図書館は、前述の3つのサービスと同様、利用実績がある館、実施体制がある館、実施体制がない館の順に担当職員がいる割合が高い。市区町村立図書館では、実施体制がある館とない館における担当職員がいる割合の差は、前述の他のサービスに比べて小さくなっている。
- 以上から、各種サービスを実施するとともに、利用実績を高めるためには、障害者サービスの実施体制、特に担当職員の配置が重要であるといえる。

障害者サービス関連資料コーナーの設置状況については、都道府県立図書館、市区町村立図書館のどちらにおいても、設置している館は、設置していない館よりも、障害者サービスの担当職員がいる割合が多かった。また、指標に適合する館では、コーナー設置の割合が高かった。

最後に、サービス提供と障害者サービス用機器の所有との関連をみていく。都道府県立図書館では、「デジタイゼーション再生機・タブレット等の貸出」を行っている館で機器の所有率が高かった。市区町村立図書館では、「デジタイゼーション再生機の操作支援」を行っている館で機器の所有率が高かった（次節も参照）。

4 施設・設備等

第2章4節では、障害者サービスに関わる施設・設備、機器・支援用具とウェブサイト（ホームページ）における障害者への配慮についての分析を行った。本節では、その結果から明らかになったことをまとめたうえで、若干の考察を加える。

まず、設置する設備について、設置状況を2017国会図調査と比較して分析した。その結果、ほとんどの設備で少しずつ上昇しており、特に、「段差があるところのスロープ」「障害者用駐車場」「障害者に配慮した（車椅子用ボタン、鏡、点字表示、音声など）エレベーター」はその伸び率が高かった。一方で、「バリアフリートイレ」「誘導チャイム」「緊急時用点滅ランプ・モニター」は設置率が横ばいであった。「バリアフリートイレ」は設置率がすでに9割を超えているのに対して、「誘導チャイム」と「緊急時用点滅ランプ・モニター」は設置率自体が2割に満たない状況である。障害者が安全・安心に図書館を利用できるように、今後の計画的な整備が望まれる。

次に、所有する障害者サービス用機器・支援機器について、その所有状況の2017国会図調査との比較、障害者サービス予算との関連、資料製作の状況との関連を分析した。その結果、機器・支援用具の所有状況の2017国会図調査との比較では、「拡大鏡、老眼鏡」で24.2%増となったほかは、ほぼ横ばいであった。デジタイゼーションに関係する機器を中心にその所有状況と障害者サービス予算との関連をみると、「都道府県立図書館、市町村立図書館ともに、障害者サービス予算が多い館ほどデジタイゼーション再生機、編集ソフトを持っている割合が大きくなる傾向」にあることがわかった。デジタイゼーション編集ソフトについ

では、デイジーを自館製作している館のほうが、そうでない館よりも、所有率が高いこともわかった。機器・支援用具は、所有していても、必ず更新が必要となるものである。所有していても、古くなり過ぎた機器・支援用具は利用に適さず、事実上、所有していないのと変わらない状況になりかねない。そのことをふまえた継続的な予算確保と計画的な整備・更新を進めることが欠かせない。

最後に、図書館のウェブサイトにおける障害者への配慮と指標に適合する館との関連について分析した。その結果、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに、指標に適合する館ほど配慮が進んでいる傾向にあることが確認できた。高度情報通信社会の現代において、公立図書館がウェブサイトが発信する情報に障害の有無に関わらず誰もが等しくアクセスできるようにすることは、もはや必須の取り組みである。2022（令和4）年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定されたことにも、留意することを忘れてはならない。また、「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ（JIS X 8341-3：2016）」等のウェブサイトのアクセシビリティに関する規格や基準等の改正動向も常にチェックし、それらをふまえたウェブサイトの構築と更新を進めていきたい。

5 広報・研修等

第2章5節では、障害者サービスに関する広報、研修、点字図書館との連携、都道府県立図書館による市区町村立図書館への支援等についての分析を行った。本節では、その結果から明らかになったことを整理し、若干の考察を加える。

広報については、その実施状況と、障害者サービスを担当する職員の有無、指標に適合する館等との関連を分析した。その結果、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに、障害者サービスを担当する職員がいる館は、そうでない館よりも広報を行っている傾向が確認できた。また、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに、指標1に適合する館ほど「図書館のウェブサイト」、「ポスター・ちらし・パンフレット」、「障害者サービスの利用案内」による広報に取り組んでいることがわかった。とはいえ、全体的に見れば、障害者サービスの広報については、より積極的なアプローチが必要だろう。障害者サービスは、実施体制に比して利用実績が芳しくないサービス内容も少なくない。かねてより障害者サービスの存在自体を知らない障害者（特に中途障害者）が多いことが指摘されている。言い換えれば、既存の広報戦略だけでは十分ではないということである。「眼科医やロービジョンケアと連携した広報」など、障害者の身近な医療や福祉や学校などの各種機関・施設との協働・連携による障害者のもとにしっかり届く広報、すなわちアウトリーチ型広報をもっと意識する必要がある。

研修についても、その実施・受講状況と、障害者サービスを担当する職員の有無や指標に適合する館等との関連を分析した。都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに、障害者サービスを担当する職員がいる館は、そうでない館よりも研修を実施または受講している傾向があった。また、都道府県立図書館、市区町村立図書館のいずれにおいても、指標に適合する館は、研修を実施または受講する傾向にあることが確認できた。ただし、全体として見ると、市区町村立図書館においては、「研修受講の実績なし」も多く、都道府県立図書館（または都道府県図書館協会等）による研修面での市区町村立図書館への支援（バックアップ）強化が求められる。なお、読書バリアフリー法において図書館サービス人材の育成が基本的施策に盛り込まれていることはもちろん、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）においても、障害者への合理的な配慮を的確に行うために「関係職員に対する研修」を環境整備の1つとして明示し努力義務としている点に留意して、研修の

充実を図りたい。

点字図書館との連携について、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに、指標1に適合している館においては、点字図書館との連携を実施する傾向があった。ただし、市区町村立図書館では、点字図書館と連携している割合自体が低く、今後の課題といえる。

公立図書館として捉える障害者サービスを進展するための課題や問題点等については、指標に適合する館とそうでない館では傾向がわかれた。都道府県立図書館のうち指標1に適合する館では、「ニーズ把握・広報」「協力者・ボランティア」が最多であり、次が「予算」「職員配置」「その他」だった。一方、適合しない館では、「職員配置」が最も多く、「職員の専門性・研修」「ニーズ把握・広報」と続いた。市区町村立図書館のうち指標1に適合する館では、「ニーズ把握・広報」が最も多く、「職員の専門性・研修」「職員配置」と続く。適合しない館では、「予算」が最多であり、次いで「職員の専門性・研修」「ニーズ把握・広報」の順となった。これらのことから、指標に適合する館では、「ニーズ把握・広報」など、さらなる障害者サービスの周知や利用促進にどう取り組むべきかを課題や問題点等としてあげる傾向にあり、適合しない館では、職員や予算などの館内の体制整備に関連する点を課題や問題点等としてあげる傾向にあることがわかる。このことは、今後どこに重点をおいて取り組むべきかを指し示していると読むこともできよう。

最後に、都道府県立図書館による市区町村立図書館への障害者サービスに関する支援については、次の点が明らかとなった。1つに、指標1に適合する都道府県立図書館ほど市区町村立図書館への支援にも取り組む傾向にあることがわかった。2つには、指標1に適合する都道府県立図書館では、これまでに市区町村立図書館を対象とした障害者サービスに関する実態調査を実施した割合が高かった。実態を掴んでいるからこそ、市区町村立図書館への支援に取り組めるともいえる。国の読書バリアフリー基本計画には、次のような記述がある。「特に都道府県は、域内全体の視覚障害者等の読書環境の整備が図られるよう、自ら行うべき図書館等の施策の充実を図るとともに、市町村に対して必要な指導・助言等を行うものとする」。都道府県立図書館は、環境整備からサービス提供に至るまで、市区町村立図書館における障害者サービスのモデルとなるべく取り組みを進めてほしい。そうした取り組みがあってこそ市区町村立図書館への支援である。すでに本章1節で指摘したように、指標に適合する館が0%の県が9県ある。これらの県では、県内市町村立図書館の障害者サービスの底上げを図るべく、県立図書館による率先した取り組みを期待したい。

6 事例・コラム

本報告書には、11館の事例報告と10館のコラムを掲載した。事例報告の11館は、「堅実なサービス」(6館)、「先進的なサービス」(3館)、「他機関との協働・連携」(1館)、「国等の補助金活用」(1館)という観点・区分で編集委員会、全国調整委員会からの推薦により選んだ。また、過去の国会図調査等の調査研究報告書や既刊の「障害者サービス」関連書籍で紹介されていない図書館をなるべく選ぶように心がけた。

これらの事例報告とコラムには、これから「障害者サービス」の実践を充実したい、本格的に取り組む始めたいと考える図書館にとって役立つ情報や視点が詰まっている。〈これなら無理なく取り組みそう〉と思われる事例が見つかることと思う。ぜひ参考にしてほしい。

7 提言

本節では、本章のここまで述べてきた分析結果のまとめをふまえて、これからの公立図書館におけ

る読書バリアフリーの推進、障害者サービスの充実に向けての提言を述べて、本報告書を締めくくりたい。提言は、次の7点である。

- 障害者サービスの実施体制、なかでも担当職員の有無と、環境の整備から各種サービスの提供に至る多くの事項との関連が明らかとなった。市区町村立図書館の3割には担当職員が1人もいない現状にある。担当職員の配置（必ずしも専任である必要はない）を進めることが望ましい。あわせて、研修機会の確保にも留意してほしい。また、予算の有無と関連する事項も少なくなかった。市区町村立図書館の約6割が予算0円であった。地方公共団体の多くで財政的な厳しさを増しているが、あきらめずに予算要求するとともに、補助金等の外部資金の活用等も検討してほしい。
- 資料製作をしている館よりも、していない館のほうが多い。資料製作をしていない館こそ、提供できる資料の種類と量を拡大するために、サピエ図書館や視覚障害者等用データ送信サービスへの加入と、点字図書館等との連携が望ましい。市区町村立図書館では、サピエ図書館と視覚障害者等用データ送信サービスのいずれにも加入していない館が8割を超える現状にある。また、点字図書館との連携も7割を超える市区町村立図書館では行われていない。加入や連携をぜひ検討してほしい。あわせて、これら著作権法第37条第3項に基づき複製（製作）した資料の的確な提供のために、障害者サービスの利用登録の実施が欠かせない。
- 障害者のなかには来館利用が困難な人も少なくない。したがって、郵送貸出サービスや宅配サービスなどのアウトリーチサービスの実施・充実が望ましい。特定録音物等発受施設の指定や心身障害者用ゆうメールの届け出等によって、大きな負担なく郵送貸出サービス等が提供可能となる。6割を超える市区町村立図書館ではこれらの指定等を受けていない現状にある。指定等の検討をぜひ進めてほしい。また、宅配サービスにおいては、職員やボランティアが担うケースが多い。そうしたなかで、福岡県筑後市立図書館の事例にみる地域の商工会議所と連携した宅配サービスの展開のように、行政内部にとどまらず地域のさまざまなリソースと連携することで、新たなサービス創出の可能性も高まるだろう。もちろん、移動図書館車等を活用した施設等へのサービス提供も有効である。
- 広報戦略を見直すことが望ましい。各種サービスの実施体制が整っていても利用実績が低い傾向にある。実施体制を整えていても利用されないとしたら、実にもったいない。はたして、サービスを必要としている障害者に、その存在を知ってもらえるような広報ができているだろうか。指標1に適合する館が捉える課題や問題点等でも「ニーズ把握・広報」が最も多くなっていた。ウェブサイトへの情報掲載や利用案内の作成も大切だが、現に利用実績が十分とはいえない点からすれば、こうした既存の広報だけでとどまってはいけない。オーテピア高知図書館の事例のように「眼科クリニックのロービジョンケアと連携した広報」など、障害者の身近な医療や福祉や学校などの各種機関・施設との協働・連携によって、障害者のもとにしっかり届くアウトリーチ型広報の実施を検討してほしい。
- 都道府県立図書館には、都道府県内の市区町村立図書館の読書バリアフリーの推進、障害者サービスの充実を牽引するべく、率先して取り組みを進めることが望ましい。市区町村立図書館のモデルとなるように自らの環境整備やサービス提供に取り組むとともに、市区町村立図書館における取り組みの実態を調査して、支援業務に生かしてほしい。市区町村立図書館では、障害者サービスに関する研修の「受講実績なし」の回答が半数近くにのぼり、また、「職員の専門性・研修」を課題や問題点等と捉える図書館も多かった。したがって、支援業務のなかでも研修の充実が特に求められて

いるといえよう。受講機会を確保するために、集合研修だけでなく、オンラインを活用した研修の充実も期待される。

- 「大活字本」「LLブック」「アクセシブルな電子書籍」などの市販の作品は、障害者だけでなく高齢者や外国にルーツのある人など誰もが利用可能であり、それらの出版の促進は図書館における読書バリアフリーの推進に大きく関係する。図書館界（主に、日本図書館協会、全国公共図書館協議会等）として、出版界に働きかけることが望ましい。
- 公立図書館における読書バリアフリー、障害者サービスの全国的な状況を把握し、今後に生かすためにも、本調査研究と同様の調査事業を一定期間ごとに継続して実施することが望ましい。実施主体は全国公共図書館協議会にこだわるものではなく、先行調査を実施した国立国会図書館、公立図書館を所管する文部科学省等でもよいだろう。その際、本章1節で述べたように、分析指標のあり方については改めて検討してほしい。

本報告書の内容が、全国の公立図書館における読書バリアフリーの推進、障害者サービスの充実に向けた検討に参考になれば幸いである。

最後に、ご多忙のところ調査の回答にご協力くださった全国の公立図書館の担当者に改めて感謝申し上げます。

【参考文献】

- 1 国立国会図書館『公共図書館における障害者サービスに関する調査研究』シード・プランニング、2011年
- 2 国立国会図書館関西館図書館協力課編『公共図書館における障害者サービスに関する調査研究(図書館調査研究レポート17)』国立国会図書館、2018年
- 3 小学館「異例の7形態で刊行決定！『だれも私たちに「失格の烙印」を押すことはできない』発売のお知らせ：流行語大賞で注目の「オーディオブック」ほか、点字本を含むバリアフリーな読書体験」『PR TIMES』2022年12月14日配信
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000002000.000013640.html>（最終アクセス：2023年2月23日）
- 4 日本図書館協会障害者サービス委員会編『図書館利用に障害のある人々へのサービス [上巻]：利用者・資料・サービス編 補訂版 (JLA 図書館実践シリーズ37)』日本図書館協会、2021年
- 5 日本図書館協会障害者サービス委員会編『図書館利用に障害のある人々へのサービス [下巻]：先進事例・制度・法規編 補訂版 (JLA 図書館実践シリーズ38)』日本図書館協会、2021年
- 6 野口武悟・植村八潮編著『改訂 図書館のアクセシビリティ：「合理的配慮」の提供へ向けて』樹村房、2021年
- 7 広瀬洋子・関根千佳編著『改訂版 情報社会のユニバーサルデザイン』放送大学教育振興会、2019年